

ヘルパーステーション シフティーン相模原

【運営規程】



指定訪問介護事業所

事業所番号:1472609427

ヘルパーステーション シフティーン相模原 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シフトが開設するヘルパーステーション シフティーン相模原（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業並びに指定訪問介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者並びに相模原市長が別に定める一定の研修修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態等にある高齢者又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービス（以下「指定訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護等の提供に当たっては、サービス提供責任者の作成する、訪問介護計画、又は訪問介護相当サービス計画（以下「訪問介護計画等」という。）に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 指定訪問介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定訪問介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うとともに、介護等を常に総合的に提供するものとし、特定のサービスに偏することがないこととする。
- (5) 事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーション シフティーン相模原
- (2) 所在地 相模原市中央区田名2723 グループハウス相模原田名内

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名（常勤専従2名）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等（常勤換算2.5名以上）
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供を行う

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日・サービス提供日 月曜日から日曜日までとする(祝日含む)。
- (2) 営業時間 8：00～17：30
- (3) サービス提供時間 24時間とする。

(指定訪問介護等の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 指定訪問介護相当サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供する。

(利用料等)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準または相模原市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、原則無料とする。
- 3 正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に、利用者の病状に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、相模原市全域及び横浜市瀬谷区とする（総合事業については相模原市全域のみとする）。

(事故発生時の対応)

第10条 指定訪問介護等の提供中に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、ケアマネジャー、利用者の家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 第11条を適切に実施するための体制として、担当者を置きます。

(従業者の秘密の保持)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情及び相談に対する体制)

第13条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定訪問介護等に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(従業者の研修)

第14条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

(第三者評価実施状況)

第15条 当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

(その他)

第16条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社シフトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。